

平成27年度行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金			<b>担当部局</b>	社会・援護局		<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	昭和36年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	福祉基盤課		岩井 勝弘	
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	・社会福祉施設職員等退職手当共済法第18条 ・独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第9号			<b>関係する計画、通知等</b>	・独立行政法人福祉医療機構中期計画(H25.3.1) ・社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要綱			
<b>主要政策・施策</b>				<b>主要経費</b>	社会保障			
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を通じて、人材の確保を図り、福祉サービスの安定的な供給に資することを目的とする。							
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対して退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1の負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を勘案した退職金を支給するもの。							
<b>実施方法</b>	補助							
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	21,312	24,967	25,030	25,033	25,034	
		前年度から繰越し	3,718	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	25,030	24,967	25,030	25,033	25,034	
	執行額	25,030	24,967	25,030				
執行率(%)	100%	100%	100%					
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	社会福祉施設職員等退職手当共済制度の被共済職員数について、毎年度適切な人数を見込んだ上で支給する。	被共済職員数	成果実績	人	739,329	762,762	783,846	
			目標値	人	737,747	758,309	785,620	807,658
			達成度	%	100.2%	100.6%	99.8%	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	退職手当の給付人数	活動実績	人	72,093	71,286	72,578		
		当初見込み	人	62,713	71,893	73,884	75,689	
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位あたりコスト X:「実績額」 Y:「給付人数」	単位当たりコスト	円	347,204	350,237	344,870	330,735	
		計算式	X/Y		25,031百万円/72,093人	24,967百万円/71,286人	25,030百万円/72,578人	25,033百万円/75,689人
平成27-28年度予算内訳(単位:百万円)	<b>費目</b>	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	25,033	25,034	給付人員の増				
	計	25,033	25,034					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	現在、被共済職員数が約78万人おり、毎年7万人を超える支給実績があることからニーズは高いと考えている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	福祉サービスを支える人材を確保するために、退職手当金を支給することは必要であり、社会福祉施設職員等退職手当法第18条により、国が補助を行っている。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給を図るという政策目的を達成するため、社会福祉施設職員等退職手当共済法上、本事業が位置付けられており、この目的を達成する手段として本事業は優先度の高いものと考えている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条、第18条及び第19条により、国・都道府県・施設経営者の3者で負担をしている。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	社会福祉施設職員等退職手当共済法第8条から第9条の2に基づき算出し、被共済職員に対し支給している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被共済職員の退職手当金に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	概ね目標どおりの実績をあげている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	概ね見込みどおりの実績をあげている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度の退職手当の給付人数は前年度と比べほぼ同水準で推移しており、概ね見込みどおりの事業実績をあげている。</li> <li>毎事業年度、事業実績・財務諸表の報告により実施状況を把握するとともに、厚生労働省独立行政法人評価委員会等による評価を実施し、適正に実施されている旨、評価を得ている。なお、平成26事業年度の評価については、独立行政法人通則法の改正に伴い、外部有識者の意見を踏まえ、主務大臣が評価を行うこととされている。</li> <li>上記の他、各点検項目による評価も概ね妥当である。</li> </ul>			
	改善の方向性	共済加入職員の加入者数等の状況を踏まえ、今後も引き続き社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を通じて人材の確保を図りながら、安定的な給付が行われるよう努める。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 り 状 通	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現 状 通 り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	443	平成23年度	401	平成24年度	349
平成25年度	707	平成26年度	707		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
25,030百万円



【補助】

A.(独)福祉医療機構  
25,030百万円

退職手当金の支給



退職者  
25,030百万円

退職手当金の受領

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.(独)福祉医療機構			E.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	退職手当給付金	退職した社会福祉施設等職員への退職手当金	25,030			
	計		25,030	計		0

支出先上位10者リスト

A.	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)福祉医療機構	退職手当金支給事業	25,030	-	-